

基本目標

1

笑顔でふれあい 多文化を認め合う 平和を愛するまち

～平和・基地・人権尊重・男女共同参画～

施策1-1 平和の推進

SDGsとの連携

連携する SDGs	 4. 質の高い教育をみんなに	 16. 平和と公正をすべての人に	 17. パートナリシップで目標を達成しよう
--------------	---	---	--

現状と課題

- ◆本町では、町民一人ひとりが、平和を希求する心を育み、世界平和への願いを込めた「北谷町民平和の日^{*30}」と、世界最初の被爆国民として永久に核を否定し、核廃絶と恒久平和のために全力を尽くすことを宣言した「北谷町非核宣言^{*29}」を尊重し、平和の心が次世代へ継承されるまちを目指しています。
- ◆昭和60（1985）年3月11日に「北谷町非核宣言^{*29}」を宣言。翌年8月15日に「北谷町非核宣言^{*29}の塔」を建立するとともに、昭和61（1986）年に日本非核宣言自治体協議会、平成21（2009）年に平和首長会議へ加盟しています。
- ◆平成3（1991）年に「第二次世界大戦米軍上陸地モニュメント」を建立、平成7（1995）年に、北谷町民が戦後初めて村に帰ることを許された日である10月22日を「北谷町民平和の日^{*30}」として制定し、毎年10月22日から31日までを「平和推進旬間」と定めて、期間中に「平和祈念祭」を開催しています。
- ◆「広島・長崎平和学習派遣事業」、「戦争と平和についての講話会」の実施に加え「戦争体験者のインタビュー映像」の作成に取り組み、沖縄戦や広島・長崎の原爆被害など、過去の戦争体験を風化させることなく次世代に正しく継承し、平和の尊さ、大切さを忘れることのない地域社会の構築に取り組んでいます。
- ◆平和に携わる人材育成を推進するため、「北谷町ピースメッセンジャー認定事業」を実施し、平和思想の普及・啓発と、戦争の実相を正しく把握し、平和の尊さ・命の大切さを、親から子、孫に引き継ぎ、恒久平和の意識高揚を図っていくことが必要となっています。
- ◆各校代表の児童生徒が北谷町戦没者慰霊祭や平和祈念祭等に参加し、戦争と平和について学習しています。
- ◆教職員の初任者研修として、町内の史跡・文化財・戦跡巡りを実施し、教職員に沖縄戦や平和への認識を深める機会を設けています。
- ◆各学校で、平和教育月間や旬間を設け、それに合わせて、道徳の時間や特別活動の時間、総合的な学習の時間等を活用し計画的に平和教育を行っています。

第

1

部

第

2

部

第

3

部

前期基本計画
の
見
方前期基本計画
推進にあたって基本目標
1基本目標
2基本目標
3基本目標
4基本目標
55つの基本目標を
実現するために



基本方針

○町民一人ひとりが、世界平和への願いを込めた「北谷町民平和の日」*³⁰（10月22日）と「北谷町非核宣言」*²⁹を尊重するとともに、「北谷町民平和の日」*³⁰の周知や平和教育の推進等により、平和の心が次世代へ継承されるまちを目指します。

施策① 平和思想の普及・啓発

施策の方向性

町民が平和の尊さについて語り合い、平和なまちづくりを推進するため、「北谷町民平和の日」*³⁰の周知を図るとともに、平和推進旬間において「平和祈念祭」を実施します。

また、沖縄戦や広島・長崎の原爆被害など、過去の戦争体験を風化させることなく次世代に正しく継承するため、町内の戦跡遺構や戦争体験者の証言をコンテンツ化し、平和学習等で活用を図ります。

平和に携わる人材育成を推進するため、「北谷町ピースメッセンジャー認定事業」を実施し、平和思想の普及・啓発に努めます。

施策② 平和を希求する心を育む平和教育の推進

施策の方向性

平和の尊さを学び、人間の尊厳を何よりも重くみる社会を実現するため、憲法講演会をはじめ平和に関する講座・講演等の学習機会を拡充します。

また、子ども達が平和や戦争体験について関心を持つよう戦争体験構成劇等の制作・公演等を行うなど、工夫した平和教育に取り組むとともに、教職員への平和教育に関する研修等を実施します。

施策③ 町内戦跡地の保存・活用

施策の方向性

過去の戦争体験を風化させることなく次世代に正しく継承し、町民が沖縄戦について学ぶ場として、特攻艇秘匿壕・クマヤーガマ等、町内戦跡遺構の適切な保存・活用を図るとともに、平和学習等で活用を図ります。

施策④ 誰もが平和の意識を高める平和の拠点づくり

施策の方向性

多くの尊い命が失われた沖縄戦の悲惨な体験を学ぶとともに、町域の大半を米軍基地として接収・分断され、小さな農村「北谷村」が基地と隣り合わせの戦後復興に取り組んできた歴史と、米軍基地の返還、跡地利用から、現在の平和で魅力あふれるまちに発展してきたことを学習するプログラムを実践していきます。

成果指標

指 標	現状値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査 「平和の推進」の重要度	67%	73%
ピースメッセンジャー延べ認定件数	9件	50件

関連する計画

.

施策1-2 基地問題への対応

SDGsとの連携

連携するSDGs	 6. 安全な水とトイレを世界中に	 10. 人や国の不平等をなくそう	 14. 海の豊かさを守ろう	 15. 陸の豊かさを守ろう	 16. 平和と公正をすべての人に
----------	---	---	--	--	---

現状と課題

- ◆本町には、嘉手納飛行場、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設（第1、第2桑江タンク・ファーム）の4つの米軍基地が存在し、総面積は719.4ha、町域面積の51.6%を占めています。
- ◆米軍基地から派生する騒音等の被害や有害物質等の環境汚染によって、米軍基地返還後の円滑な跡地利用に支障をきたしています。
- ◆「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）⁸⁹」をはじめとする関係機関等との連携を強化し、基地被害の再発防止及び被害者への迅速・適切な対応並びに航空機騒音の軽減対策を日米両政府に対し求めています。
- ◆米軍人等の施設・区域外居住者が増加し、生活習慣や文化の違いによる生活トラブル等によって地域住民に与える影響が大きな課題となっています。
- ◆平成27（2015）年9月に締結された「日米地位協定の環境補足協定⁹⁰」により、一定条件下での返還予定米軍基地への立ち入りが可能となりました。しかし、これまで立ち入りが認められていた文化財調査などが条件を満たさないなどの理由で立ち入りが認められず、跡地利用計画等に大きな影響を与えているため、改善を求める必要があります。
- ◆国の住宅防音工事助成措置⁹¹は、一部の地域では昭和58（1983）年3月11日以降に建築された住宅が助成を受けられず、また、一部の基地返還跡地が助成対象区域でないことが課題となっています。

基本方針

- 米軍基地から派生する航空機の騒音問題や有害物質等による環境汚染問題、軍人・軍属等による事件・事故等から町民の生命と財産を守り、町民福祉の向上を図るため、米軍基地が存在することで発生する問題の解消に取り組むとともに、国・県に対しての働きかけを強めます。

⁸⁹ 嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会：沖縄市、北谷町、嘉手納町の三市町の共同で、共通する嘉手納飛行場に関する諸問題に対処することを目的として結成した組織。

⁹⁰ 日米地位協定の環境補足協定：環境面において日米地位協定を補足し、合衆国軍隊に関連する環境の管理のため、両国間の協力を促進することを目的とした協定。

⁹¹ 住宅防音工事助成措置：米軍機等による騒音を軽減するために、国（沖縄防衛局）が住宅の防音工事に要する費用を助成する制度。

**施策① 航空機騒音対策の強化****施策の方向性**

米軍基地から発生する騒音発生状況の調査を継続して実施し、関係機関に対して軽減対策を要請します。

施策② 環境汚染防止対策の強化**施策の方向性**

米軍基地から発生する有害物質等による環境汚染を防止するための対策強化を要請します。

施策③ 事件・事故等の防止対策の強化**施策の方向性**

米軍基地の存在によって派生する軍人・軍属等による事件・事故等に対し、関係機関等との連携を強化し、迅速・適切な対応を強く求めます。

特に、米軍人等の施設・区域外居住者による様々な課題についても、関係機関等の連携により適切に対応します。

施策④ 日米地位協定の抜本的改定の要請**施策の方向性**

町民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的改定を強く求めます。

施策⑤ 住宅防音工事助成措置の拡充の要請**施策の方向性**

航空機騒音の軽減措置である住宅防音工事助成措置^{*91}について、指定区域及び制度の拡充を要請します。

成果指標

指 標	現状値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「基地問題への対応」の満足度	23%	35%

関連する計画

・

施策1-3 人権の尊重

SDGsとの連携

連携する SDGs	 3. すべての人に健康と福祉を	 4. 質の高い教育をみんなに	 5. ジェンダー平等を実現しよう	 10. 人や国の不平等をなくそう	 16. 平和と公正をすべての人に
--------------	--	---	---	---	---

現状と課題

- ◆ 町民の生活に関する悩みの解消等のため、月に1度「人権・行政・町民無料法律相談」を実施するとともに、人権擁護委員連絡協議会との連携により人権教室等を開催しています。
- ◆ 様々な住民相談窓口を所管する部署が連携し、町民のニーズに合った行政サービスの提供と実施体制の構築が課題となっています。
- ◆ 老老介護や認知症のある方への介護、多重介護など家族介護者の抱える課題が多様化しています。高齢者虐待の多くの事例の背景には、家族を介護する家族等の身体的負担やストレス、認知症介護に関する知識や技術の不足、介護を支える協力者やサービスの不足などの要因が混在しており、高齢者虐待の通報は、平成29（2017）年度4件、平成30（2018）年度8件、令和元（2019）年度5件となっています。
- ◆ 夫婦間のDV（ドメスティック・バイオレンス）、障害・疾病を有する家族の症状悪化に伴う暴力等の案件について、関係部署・機関との情報の共有や対応の迅速性、各々の役割について連携していく必要があります。
- ◆ 平成28（2016）年度から、町立小・中学校及び北谷高等学校で「男女で区別しない名簿」を導入しています。
- ◆ 道徳の授業、人権の日の取組等学校教育全般を通して人権教育が実施されています。
- ◆ 「住民基本台帳法（平成24（2012）年7月）」の改正により、外国人住民にも住民票が作成されているため、行政サービスを受ける際の各種手続きの簡素化等、利便性の向上が図られています。

基本方針

- 教育や啓発の充実などを通じて、性別、年齢、国籍や障がいの有無等を問わず、お互いの人間性を尊重し認め合い、問題や悩みがある人へ手助けがされ、人権が尊重される住みよいまちづくりを目指します。



第1部 施策① 人権教育及び人権啓発の推進

施策の方向性

人権侵害が行われる背景には、一人ひとりの偏見等によるところが大きいことから、その偏見を取り除き、認識を改めてもらうことが重要となります。人権問題についての正しい理解や認識を養うための啓発活動や人権教室を実施します。

第2部 施策② 人権擁護体制の充実

施策の方向性

地域より様々な経歴、分野の方を人権擁護委員として選出し、相談業務や人権啓発活動が図れるよう支援します。

前期基本計画 見方 前期基本計画 推進にあたって 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5 5つの基本目標を 実現するために

第3部 施策③ 権利擁護の推進

施策の方向性

判断能力の低下等による高齢者や障がいのある人等の権利侵害を防止するため、成年後見制度等の普及や利用の促進に取り組みます。

また、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制（中核機関並びに協議会の設置等）を構築することで、利用者の増並びに支援体制の充実を図ります。

基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5 5つの基本目標を 実現するために

第4部 施策④ 虐待等の対応

施策の方向性

高齢者、障がいのある人、児童等に対する虐待及び配偶者等からの暴力の未然防止や被害者への対応等、関係機関とのネットワークを活かし、組織的な支援体制の充実を図ります。

基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5 5つの基本目標を 実現するために

第5部 施策⑤ 外国人住民に対する行政サービスの向上

施策の方向性

外国人住民が住みやすいまちとなるよう、外国語表示による情報提供や行政サービス対応の充実を図ります。

成果指標

指 標	現状値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「人権尊重の意識啓発」の重要度	67%	74%

関連する計画

・

施策1-4

ジェンダー平等の実現と多文化共生のまちづくり

SDGsとの連携

連携する SDGs					
	3. すべての人に健康と福祉を	5. ジェンダー平等を実現しよう	8. 働きがいも経済成長も	10. 人や国の不平等をなくそう	16. 平和と公正をすべての人に

現状と課題

- ◆平成24（2012）年度に第二次北谷町男女共同参画推進計画（ちゃたんハーモニープラン）を策定し、平成28（2016）年4月1日に北谷町男女共同参画推進条例（通称「ちゃたんハーモニー条例」）を制定しています。
- ◆第二次北谷町男女共同参画推進計画（ちゃたんハーモニープラン）の基本理念として「男女が支えあい築く住みよいまちづくり」、「互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成」、「男女の仕事と生活の両立支援」、「男女の健康づくりの充実と福祉の向上」、「平和行政及び国際交流・国際理解の推進」を掲げ、施策を推進しています。重点的な施策・主要目標のうち、「DV（ドメスティック・バイオレンス）・性犯罪等に関する対策の強化」について、更なる調査研究が必要となっています。
- ◆審議委員会への女性の積極的登用については、平成31（2019）年4月1日現在で約33%となっていますが、更なる推進が必要です。
- ◆学校現場において「個」を重視する人権教育、性教育など、性や命の大切さ等への理解を深める取組を推進しています。
- ◆ジェンダーの視点に立った防災の取組を実施しています。
- ◆異文化の理解を深め、外国人住民等が住みやすいまちづくりを推進し、多文化共生^{*31}社会の形成を図る必要があります。

基本方針

- それぞれが自立した一人の人間としてお互いを認め合い、平等な立場で家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画し、個性を活かし活躍することができるジェンダー平等^{*49}のまちづくりに取り組みます。
- 住民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、誰もが安心して共に生活できるまちづくりを目指します。



第1部 施策① 互いに支え合い築く住みよいまちづくり

施策の方向性

行政、町民、事業者、各種団体等が協働し、性別等に関わらず、互いに支え合い、社会や地域づくりに主体的に参画し、地域課題の解決に取り組む共助・共創の社会の実現を目指します。

第2部 施策② 互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成

施策の方向性

すべての町民が、互いを認め支え合い、高め合う、男女共同参画意識の形成を進めます。
ジェンダー等の視点に基づく人権を尊重し、次代を担う子ども達への積極的な意識啓発の推進を図ります。

第3部 施策③ 仕事と生活の両立支援

施策の方向性

仕事と生活の両立に向けた働く場における男女共同参画の推進を図ります。

前期基本計画 推進にあたって 基本目標1 施策④ 多文化共生社会の形成

施策の方向性

外国人住民と共に生きる社会を目指して、地域特性を活かした交流活動の促進、生活習慣や文化の違い等をわかり合える交流の場の設定に努めます。

成果指標

指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「男女共同参画のまちづくり」の満足度	29%	35%
各種審議会・委員会等に占める女性委員の割合	33% (令和元年度実績)	40%

関連する計画

・北谷町男女共同参画推進計画（ちゃたんハーモニープラン）

施策1-5 国内外交流の推進

SDGsとの連携

連携する SDGs	 4. 質の高い教育をみんなに	 10. 人や国の不平等をなくそう	 16. 平和と公正をすべての人に	 17. パートナリシップで目標を達成しよう
--------------	---	---	---	--

現状と課題

- ◆本町出身の海外移住者子弟（ブラジル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、ハワイ）の研修生を受け入れ、技術等の習得、人材育成、町民との交流を目的に「海外移住者子弟研修生受入事業」を実施しています。
- ◆各国の本町出身海外移住者子弟の把握・確保及び親族・ホストファミリーの受入体制等に課題があり、海外移住者子弟研修生交付金の運用と受入体制について調査研究する必要があります。
- ◆海外移住者子弟研修生の日本語・文化研修の運用について調査研究する必要があります。
- ◆多文化共生^{*31}社会の形成と国際交流・国際協力の推進が課題となっています。
- ◆新型コロナウイルス感染症^{*1}拡大の影響により、各国県人会事務局との連絡調整が困難となっています。また渡航制限等の理由により「海外移住者子弟研修生受入事業」が中止となることもあるため、情勢を注視する必要があります。
- ◆青少年の交流を通して相互理解を深め、国際性豊かな人材育成及び国際社会に適応する能力の向上を図ることを目的に、平成25（2013）年度から「ハワイ短期留学派遣事業」を実施していますが、2週間におよぶホームステイ先を確保することが厳しい状況であることから、ハワイ大学を利用したプログラムや学生寮を継続して活用できるよう調整する必要があります。
- ◆九州・沖縄サミット開催時（2000年）に、当時のブレア英国首相が本町を訪れたことを契機に、中学生の英国への派遣と受け入れを行う「英国相互交流事業」を実施しています。
- ◆山形県最上広域市町村圏⁹²との児童交流（主催：中部広域市町村圏事務組合）へは、本町からも毎年数名が参加し、異文化への理解を深めるとともに、沖縄文化の発信等を行っています。

基本方針

- 国内外の異なる風土や歴史・文化を持つ地域との交流に取り組むことで、幅広い視野を持った人材育成と国際性豊かなまちづくりを目指します。
- 住民参加による地域特性を活かした交流活動や、文化、教育、経済、産業等広範な分野での交流活動を促し、多様な主体の連携によるネットワークの拡充を図ります。

92 山形県最上広域市町村圏：山形県北部に位置する、最上8市町村で構成する圏域。



施策① 国際交流の推進

施策の方向性

戦前から戦後にかけて、ハワイや米国本土、南米諸国等へ移住した世界のウチナンチュ（沖縄県系人）と交流を図り、本町出身の海外移住者子弟（ブラジル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、ハワイ）の研修生を受け入れ、技術等の習得、人材育成、町民との交流を推進します。

児童生徒を対象とした国際交流事業の充実を図り、次代を担う国際性豊かな人材育成に努めます。

施策② 国内交流の推進

施策の方向性

幅広い視野を持った人材の育成を図るため、本町とは異なる風土、歴史、文化を持つ地域との交流を進めます。

中部広域圏内の物産品・民芸品を広く最上広域圏住民に紹介し、販路の開拓及び地場産業の復興に取り組むとともに、両圏域の人的・物産交流を推進します。

成果指標

指 標	基準値 (平成29(2017)年度 ー令和3(2021)年度)	目標値 (令和4(2022)年度 ー令和8(2026)年度)
海外移住者子弟研修生受入数	5人	10人
英国派遣生徒数	18人	40人
ハワイ短期留学派遣生徒数	45人	75人
指 標	基準値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和8(2026)年度)
町民アンケート調査「国内外の交流の推進」の満足度	32%	37%

関連する計画

・
